

「庁内ネットワークパソコン購入」 質疑回答書

	質疑内容	回答
1	2025年7月1日に社名変更を予定しているため事業者登録の変更を予定しているが、新社名での事業者登録が完了するまでは旧社名の書類での提出で問題ないでしょうか。 また、社名変更手続きに伴い法務局での法人登記簿謄本が閉鎖されるため、コピーでの提出でもよいでしょうか。	本市において入札参加資格申請書変更届を受領し、審査の下りた日を登録情報の変更日としますので、変更日より前にご提出いただく書類は全て変更前の情報にてご提出ください。 なお、変更届に添付いただく書類につきましては、本市様式を除き、写しでのご提出をお願いします。
2	庁内ネットワークパソコン購入仕様書 項目「その他」について、Officeソフトのインストール作業は不要で箱渡しのみという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書のその他の納品場所についてですが、納品場所は一カ所の想定でよろしいでしょうか。	納品場所は1か所を予定しています。
4	アプリケーションのインストール作業は発注者側で行っていただく認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	インテル Core™ i5-1334U以上又は同等以上の性能を持つ互換品とありますので同等の証明を出す前提でAMD Ryzen™ 5を認めて頂けますでしょうか？	AMD社による本仕様と同等の性能であることの証明書がある場合、CPUとしては、同等性能以上として認める場合があります。ただし、CPUのコア数・スレッド数等から総合的な処理性能で判断します。
6	Core 3 100Uは「インテル Core™ i5-1334U以上又は同等以上の性能を持つ互換品」として認められますでしょうか。	Core 3 100Uは、「インテル Core™ i5-1334U以上又は同等以上の性能を持つ互換品」として認められません。 CPUのコア数・スレッド数等から総合的な処理性能で判断しています。